

■目標 1 「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会における審議結果**【専門委員会の概要】**

- 審議事項：母と子の心と体の健康づくり，幼児教育・保育の充実，身近な地域における子育て支援の充実，障がい児の支援（乳幼児期），子育てを応援する環境づくり
- 開催日：第1回 7月19日（金）
第2回 8月26日（月）
- 委員：会長・谷口初美（九州大学大学院教授），副会長・針塚進（筑紫女学園大学特任教授），
柿迫重正（福岡私立幼稚園連盟会長），門田理世（西南学院大学教授），
篠原敬一（福岡市保育協会理事長），丸山貴裕（福岡市私立幼稚園 PTA 連合会会長）

【主な審議結果（意見の概要）】**[計画全体]**

- 命が生まれた瞬間から子育てや子どものことを考えていく必要があり、施策の対象にも妊娠期が含まれているのであれば、計画対象としてどこかに明示したほうがよい。

[施策1] 母と子の心と体の健康づくり

- 出産前から妊産婦に対し、妊娠することに関して喜びを持てる肯定的な情報を与えるリスクトフルケア（WHOが推進）を行っていく必要がある。
- 児童虐待相談・通告の半数が乳幼児期であるなら、その時期に特化した対策をとっていく必要がある。

[施策2] 幼児教育・保育の充実

- 保育の質の向上に関して、仕事のやりがいを感じ、知的刺激を得る場として、保育所等の職員の研修内容や、研修に出席しやすい方法などを考えたほうがよい。

[施策4] 障がい児の支援（乳幼児期）

- 乳幼児の療育の相談などについて、待機期間が長くなっており、あいあいセンター、東部・西部療育センターの支援員の充実など、療育の充実や体制づくりが必要である。
- 障がいのある乳幼児を抱えている保護者に、療育センターで相談や研修を受けられることなど「しっかり支援していく」場があるというメッセージを送ってほしい。

■目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会における審議結果

【専門委員会の概要】

- 審議事項：子どもの居場所や体験機会の充実，青少年の健全育成と自己形成支援，若者等の相談支援と居場所の充実，障がい児の支援（学童期以降）
- 開催日：第1回 7月26日（金）
第2回 8月28日（水）
- 委員：会長・松浦賢長（福岡県立大学理事），副会長・増田健太郎（九州大学大学院教授），
上田裕子（市民公募委員），大寶孝子（福岡市子ども会育成連合会理事），
勝見美代（福岡市青少年育成連絡会会長），西村早苗（福岡市PTA協議会会長）

【主な審議結果（意見の概要）】

〔施策6〕 子どもの居場所や体験機会の充実

- 17時以降の子どもの居場所などに取り組んでいる地域の活動に対する支援などがあったほうがよい。

〔施策8〕 若者等の相談支援と居場所の充実

- 地域活動が活発な地域、そうでない地域、どの地域に居住していても、ひきこもりなどの状態にある若者が気軽に相談できる体制やサポートが必要である。地域で若者を支援する活動への支援もできるとよい。
- 自ら相談するのはハードルが高い。中学を卒業した後も、地域や家庭へのアウトリーチによって、若者が抱える困難を早めに把握し、アプローチをする機能を充実させる必要がある。失敗しても再チャレンジできる支援が必要である。
- 若者の支援に関わる団体や機関などが、子ども・若者支援地域協議会を通じて連携する体制を強化し、地域協議会を実質化していく必要がある。
- 若者の社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた支援に加えて、中高生を含めた若者に対する進路（通信高校など）や支援に関する「情報の提供」も重要である。

〔施策9〕 障がい児の支援（学童期以降）

- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級を含めて、できる限り早い段階から、進学などに関する情報を保護者と共有して進めたほうがよい。

■目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会における審議結果

【専門委員会の概要】

- 審議事項：子ども家庭支援体制の充実，児童虐待防止対策と在宅支援の強化，ひとり親家庭の支援，子どもの貧困対策の推進，社会的養護体制の充実，子どもの権利擁護の推進
- 開催日：第1回 8月8日（木）
第2回 8月29日（木）
- 委員：会長・安部計彦（西南学院大学教授），副会長・大谷順子（子ども NPO センター代表理事），杉原知佳（福岡県弁護士会代表），中山英樹（福岡市医師会常任理事），古川知良（福岡市民生委員児童委員協議会常任理事），山下洋（九州大学病院特任准教授）

【主な審議結果（意見の概要）】

〔施策10〕 子ども家庭支援体制の充実

- 各機関がどの部分の機能を担うのかがわかるよう、ポピュレーション・アプローチから、子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭支援センター、児童相談所などの全体像について、リスクなどに応じた役割分担を描いた図を掲載したほうがわかりやすい。

〔施策11〕 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

- 体罰によらずに子育てをする方法を、たとえば学校での懇談会などを含め、広く市民一般に浸透させていく方策を考えていく必要がある。
- 児童虐待防止は、市民の活動と一体となって取り組んできたものなので、市民との共働によって虐待防止キャンペーンに取り組んできたことを成果として記載するとともに、今後の取組みとしても、児童虐待防止を「市民全体で」推進する旨の記載があったほうがよい。

〔施策14〕 社会的養護体制の充実

- 社会的養育のあり方検討会の報告書にあるとおり、子どものアセスメントを行ってニーズを評価し、適切な措置を行うことを記載するべきである。
- 社会的養護からの自立を支援するにあたって、若者を支援する団体などと連携することを記載するべきである

〔施策15〕 子どもの権利擁護の推進

- 子どもの権利に関する取組みを「市民全体で」推進することを記載するべきである。
- 子どものアドボカシーについて、現在国が調査研究を進めており今後方針が示される予定であるため、国の動きにも応じて取組みを進める旨を記載したほうがよい。
- 施策の方向性に「子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの意見を尊重し」とあるとおり、里親や施設に一時保護や措置された子どもだけでなく、学校や地域など子どもに関わるあらゆる分野で子どもたちの意見表明を支援することを記載するべきである。自殺防止等の観点から、子どもがSOSを出せる仕組みやそれを聞くアドボケイトが重要である。
- 地域、学校、保育所などでの人権教育では、子ども自身が権利の主体者であること、苦しいことがあったら声を上げていいということを伝えることが、普及啓発の一番の肝である。
- 外国にルーツをもつ子どもだけでなく、LGBT の子どもへの支援に関する記載も必要である。

(参考) 第5次福岡市子ども総合計画策定に係るスケジュール

	2月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
内容	審議会に諮問 (2月)	「福岡市こども・子育て審議会」での審議 総会 : 2/4、9/30、2月(予定) 専門委員会 : 7/19、7/26、8/8、 8/26、8/28、8/29			審議会が答申 (2月頃) 結果報告 パブリック・コメント (11～12月)